税務住民課

税の申告関係について

（お身体の不自由な方は、遠慮なく1階税務住民課にご相談ください。）

一般確定申告相談日程表

日　程	自治会　・　町内会名
2月22日(木)	美利河、花石、中里、住吉、上種川、種川宮前、種川駅前
2月23日(金)	中種川、下種川、奥種川、金又、下メップ高台、稲穂地区、光台、御影
2月26日(月)	豊受、南豊受、田代地区、八鈴、八束地区、白石地区
2月27日(火)	金原地区、鈴金地区、春日井、豊田地区
2月28日(水)	トマンケシ地区、イマヌエル、神丘地区、鈴岡地区、日進
3月1日(木)	高美町、日の出町、東町
3月2日(金)	八幡町、本町、昭和町、旭町、栄町
3月5日(月)	大和町
3月6日(火)	末広町、緑町
3月7日(水)	南町、商工団地
3月8日(木)	南栄町
3月9日(金)	寒昇、曙町
3月12日(月) ～15日(木)	※3月12日（月）～15日（木）の期間は予備日として申告相談を受け付けています。 ※居住する地区の相談日に来れなかった方や、申告が済んでいない方はお気軽にお越しください。

※受付開始1時間ほどは大変混み合いますので、ご留意願います。

◆受付時間…午前9時～午前11時30分
**　　午後1時～午後4時**
◆会　　場…役場2階会議室



公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税及び復興所得税の確定申告をする必要はなくなっております。

{留意点}

①なお、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、従来どおり確定申告書の提出が必要となります。

②ただし、この場合でも住民税の申告は必要となりますので、控除に関する書類と印鑑をご持参のうえ、相談会場までご来場願います。

医療費控除の申告が変わります！

医療費領収書添付の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

●税務署へ提出する書類

書類の名称	書類の例示等
医療費控除の明細書	明細書は国税庁ホームページ・税務署・役場などで入手することができます。
医療費通知 ※医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）を提出すると、明細書の記入を省略できます。	※次の項目が記載された医療費通知に限ります。 ①被保険者等の氏名　②療養を受けた年月 ③療養を受けた者　④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称　⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。）

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付によることもできます。

【問合せ】　八雲税務署　☎0137-63-2148　　役場税務住民課　☎82-0111

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されました！

●制度の概要

医療費等

診療・治療、介護保険サービス、医薬品の購入、通院費など

医薬品

スイッチＯＴＣ医薬品

【従来の医療費控除額】**最高 200 万円まで**

医療費等の合計額－100,000 円または所得金額の５％のいずれか少ない金額を差し引いたもの

いずれか一方を選択

【セルフメディケーション税制による医療費控除額】

スイッチＯＴＣ医薬品の購入費（※）－ 12,000 円（最高 88,000 円）

※例えば、レシート等の商品名にマーク（★など）が印字されているとともに、当該マークがセルフメディケーション税制対象商品である旨の表示があるもの

※従来の医療費控除との併用はできません。

※健康の保持増進及び疾病の予防として定期健康診断を受診する等、一定の取組を行っていることが要件です。（詳しくは国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp　をご覧ください。）

【問合せ】八雲税務署 ☎ 0137-63-2148　　役場税務住民課 ☎ 82-0111

農地耕作条件改善事業についてお知らせします

農林振興課

農地耕作条件改善事業について

町では、農地の区画拡大・暗きょ排水等工事の要望を随時受け付けております。

主な事業内容は、区画拡大 5.5 ～ 12.5 万円 /10a（田差等により変動）、暗きょ排水 16 万円 /10a の定額助成等となっており、事業費と助成額の差額が自己負担額となります。

工事を希望される方は、農林振興課までご連絡ください。

※ただし、国営緊急農地再編整備事業の受益地となっているほ場は要望できませんので、ご注意ください。



◎自己負担額の目安

区画拡大　（田）：平均 1.2 万円 /10a（H29 年度実績値）

暗きょ排水（畑）：１万～４万円 /10a、平均 1.2 万円 /10a（H29 年度実績値）

暗きょ排水（田）：10 万円以上 /10a

※自己負担額は、ほ場の形状や田差等により大きく変動します。

●希望内容　平成〇〇年度（以降）に、どの農地を、どの工種（区画拡大、暗きょ排水等）で、〇〇〇 a

【問合せ】役場農林振興課　担当者：若林

※農林振興課に直接来られるか、電話にてご連絡願います。☎ 82-0111（内線 352）